

# EBPMによる人口減少対策推進業務委託仕様書

## 1 委託業務名

EBPMによる人口減少対策推進業務

## 2 業務の目的

福島県では、進学期・就職期における若者の県外転出が顕著であり、婚姻数や出生数の減少にもつながるなど、社会減と自然減が相互に影響しながら人口減少が加速している状況にある。

こうした中、令和7年3月に「ふくしま創生総合戦略（令和7～12年度）」を策定し、その基本理念（『連携・共創による「福島ならではの」の県づくり - 「復興・再生」と「地方創生」を両輪で推進-』）と、「福島県人口ビジョン（令和6年12月更新）」に掲げる人口目標（「2040年に福島県総人口“150万人程度を維持”を目指す」）の実現に向け、様々な取組を進めている。

また、本県は全国3番目に広大な面積を有し、県内7地域（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき）ごとに、取り巻く環境や課題は様々であり、各種データを地域ごとに分析した上で、それぞれの地域ごとに効果的な取組を検討、推進し、官民で連携・共創しながら人口減少対策を進めていく必要がある。

本事業では、県内7地域（県北・県中・県南・会津・南会津・相双・いわき）ごとに各種データ等の収集・分析を行い、各地域での課題の解決（施策構築）の基礎となるデータ分析等を示すとともに、それらを活用した施策立案を全庁的に推進していくことを目的とする。

## 3 業務の実施期間

委託契約締結日から令和8年2月28日までとする

## 4 業務の内容

以下に掲げる作業を実施すること。

### （1）人口減少に関するデータ分析・調査業務

#### ア 統計データ等の収集・分析

下記【想定する収集データ】について、県内7地域（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき）における過去10年分の人口動態関係のデータや各地域別の将来人口推計等を収集・分析し、それらを取りまとめたデータ集及びそれらを可視化した図表・グラフを作成すること。なお、可能な限り市町村単位での分析が可能な形式でまとめること。

また、データ分析においては下記【令和8年度以降の事業構築・推進に資する分

析】を踏まえて分析とすることとし、分析の過程において新たに収集が必要と思われるデータについてはアンケート等の実施も含め収集・分析すること。

**【想定する収集データ】**

①地域の人口動態関係のデータ

(例) 性別人口、年齢区分別人口、出生数、死亡数、転出数、転入数 等

②地域の将来に係る推計データ

(例) 将来人口推計、就業者数の推計 等

③地域の人口動態分析に資するデータ

(例) 婚姻件数、有配偶率、未婚率、転出先、転入元、業種別事業所数、売上構成比、外国人雇用実態 等

**【令和8年度以降の事業構築・推進に資する分析】**

①出会い・結婚支援施策

②移住・定住促進施策

③雇用・労働施策

④データ分析結果から見えた地域の特色等を踏まえた人口減少対策に向けた施策

**提案事項1**

収集するデータについては、【想定する収集データ】のほかに福島県内7地域の【令和8年度以降の事業構築・推進に資する分析】の4項目に資するデータ等を提案すること。

また、データ分析については、各地域における人口減少対策に係る施策構築を念頭に、相関関係の分析や詳細分析が有効と考えられる事項やその手法等を提案すること。

**イ 人流データ等を活用した人口動態分析**

上記(1)アから見えてきた課題等をさらに分析するため、GPS位置情報データやアンケート等を収集・活用しながら、分析をさらに深掘りすること。

また、分析に当たって使用した人流データ集及びそれらを可視化した図表・グラフを作成すること。

**提案事項2**

データ及びその活用等については、本県の移住・定住施策、観光交流施策をはじめ、効果的な人口減少対策の検討に資すると考えられる事項や手法等を提案すること。

## ウ 収集・分析データ等の取りまとめ、課題の抽出

上記（１）のア、イで収集・分析したデータから得られた結果や課題、取組の方向性、人口減少対策としての具体策等を取りまとめた報告書を令和８年２月２７日までに提出すること。

なお、令和７年９月１２日までに収集・分析したデータの結果を取りまとめ、そのサマリー及び分析結果を踏まえた人口減少施策の方向性を整理した「福島県内７地域別人口動態等データ集」を提出すること。

### 提案事項３

データの収集、分析の結果等について、県内に広く共有するための手法等についても提案すること。

## （２）EBPM定着推進業務

### ア 事業構築支援業務

事業の必要性や有効性の検証、また業務内容（１）におけるデータ等活用しながら、本県における人口減少対策関連事業など令和８年度事業構築のための支援を行うこと。

また、本県職員が人口減少対策に関する事業検討を行うプロジェクトチームを開催する際には、その場に参加し、EBPMの視点から適宜事業構築に関する助言等を行うこと。

併せて、事業構築等に携わる本県職員に対して、適宜助言等の支援を行うこと。

### イ 職員研修

本県庁内におけるEBPMの知識を深め、実践力を養うための集合研修を、県と内容等を協議しながら１回以上開催すること。

なお、研修については業務内容（１）におけるデータ分析、上記（２）アにおける事業構築支援実績も踏まえた内容とすること。

また、本県庁内へのEBPMの考え方を浸透・定着させるための仕組みづくり等について、本県職員に対し適宜助言等を行うこと。

### ウ 事業構築支援、職員研修実績のとりまとめ

上記（２）のア、イで実施した業務について、その結果等を取りまとめた報告書を作成すること。

## 5 成果物及び納期

(1) 本業務の成果物は次のとおりとし、各納期までに納入すること。

成果品	媒体	部数	納期
業務内容(1)における「福島県内7地域別人口動態等データ集」及びその概要と作成に用いたデータ、図表・グラフ一式	Microsoft Word等で作成した発注者が再利用できるもの ※概要については、Microsoft PowerPoint等で横版で作成すること	CD-R等1部	令和7年9月12日(金)
業務内容(1)における報告書及びその概要と作成に用いたデータ、図表・グラフ一式	Microsoft Word等で作成した発注者が再利用できるもの ※概要については、Microsoft PowerPoint等で横版で作成すること	CD-R等1部	令和8年2月27日(金)
業務内容(2)における報告書及びその概要	Microsoft Word等で作成した発注者が再利用できるもの ※概要については、Microsoft PowerPoint等で横版で作成すること	CD-R等1部	令和8年2月27日(金)

(2) 成果物は全て委託者に帰属することとし、受託者は委託者の承認を得ずに使用、公表しないこと。

(3) 成果品の納入先は福島県企画調整部復興・総合計画課とする。

## 6 業務の指示監督等

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、十分な経験及び知識のある技術者を定め、かつ、適正な人員を配置するよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務を実施するに当たり、当該契約に基づき委託者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、業務上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、委託者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

## 7 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、調査経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、調査の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) データ収集・分析に用いるデータのうち、委託者が有している資料の提供については、委託者が提供する。
- (3) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を委託者の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、或いは本仕様書に記載のない細部については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うこと。